平成30年度個人情報保護委員会活動方針の方向性について

〇策定方針

改正個人情報保護法の全面施行から1年、マイナンバー制度の導入から3年 を迎える平成30年度において、引き続き、個人情報等が適正に取り扱われ、国 民の安心・安全が確保されるよう、委員会の与えられた使命等に鑑み、委員会 が取り組むべき活動について整理する。

〇構成内容

1. これまでの委員会の取組

「個人情報保護法関係」、「マイナンバー法関係」、「国際協力関係」の3項目を柱に、平成29年度中における監督等に係る活動や広報・啓発の取組など、各種活動状況について簡潔に記載する。

2. 平成30年度における取組の基本的な考え方

これまでの委員会の取組を踏まえ、平成30年度はどのような考え方に基づき各種活動を進めていくか、具体的な取組につなげるための基本的な考え方について整理する。

3. 具体的な取組

平成 30 年度に取り組むこととする具体的な活動について記載する。その際、特に次の5つのポイントについて盛り込むこととしたい。

- ①:消費者・子供向けの広報活動の拡充
- ②:相談内容の蓄積・分析、そして活用
- ③:特定個人情報保護評価指針の見直しを踏まえた対応
- ④:レビュー検査及び安全管理措置セミナーによる地方公共団体の底上げ
- ⑤:日本企業のグローバル活動の支援